

■ 機 関 紹 介 ■

1. はじめに

公益財団法人鳥取県保健事業団は、鳥取県および県内市町村等の出資により昭和52年に設立された公益法人です。

県民の健康の保持・増進を目的として各種の健（検）診・検査を実施しています。近年では、死因の上位を占める生活習慣病（がん・心臓疾患・脳血管疾患等）の予防、ならびに職場で働く方々の健康管理に力を注いでいます。また、水質検査・大気測定をはじめ、生活環境全般にわたる検査・測定を実施することにより、生活環境の保全に取り組んでいます。

2. 事業登録及び事業内容

- ・作業環境測定機関
- ・計量証明事業所（濃度・音圧レベル・振動加速度レベル）
- ・水道法第20条水質検査機関
- ・水道法第34条簡易専用水道検査機関
- ・食品検査登録機関
- ・温泉分析登録機関
- ・浄化槽指定検査機関

環境部門の事業内容としては、作業環境測定（粉じん、放射線、特定化学物質、鉛、有機溶剤）の他、環境計量証明事業（濃度、騒音、振動）、水道法に係る水質検査や簡易専用水道検査、食品検査、温泉分析、浄化槽法定検査、廃棄物分析等各種測定検査を実施しています。

3. 作業環境測定の実施状況

当事業団における作業環境測定の実績は、昨年度の単位作業場所にして約300程度です。しかし、現在第1種作業環境測定士5名、第2種作業環境測定士3名が在籍し、今年度も測定士の養成を計画しており、鳥取県全域において作業環境測定を実施するべく作業環境測定事業の拡大を計画しています。

また、最近ではPM2.5などの吸入粉じんによる健康被害への不安がマスクミ等でも大きく取り上げられており、一般の方の関心も非常に高くなってきています。

このような状況の中、粉じんをはじめとする有害物質による健康被害を防ぐため、作業環境測定機関として正確な測定をすることはもとより、これを機会に事業者の方にも健康診断と合わせて、健康被害を予防するための手段としての作業環境測定を確実に実施してもらえるように、注意喚起していきたいと考えます。

4. 会社概要

団体名：公益財団法人鳥取県保健事業団

設立：昭和52年4月1日

基本財産：3000万円

職員数：約170名

本部（健診センター）：

〒680-0845 鳥取県鳥取市富安二丁目94-4

TEL：0857-23-4841

FAX：0857-23-4892

立川事務所（環境検査課）：

〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町六丁目176

TEL：0857-23-4843 FAX：0857-23-4862

吉方温泉分室：

〒680-0841 鳥取県鳥取市吉方温泉三丁目751

TEL：0857-27-0175 FAX：0857-27-0176

西部健康管理センター：

〒683-3547 鳥取県米子市流通町158-24

TEL：0859-39-3288 FAX：0859-39-3277

中部支部：

〒682-0704 鳥取県東伯郡湯梨浜町南谷528-1

TEL：0858-47-5230 FAX：0858-47-5231

<http://www.hokenjigyoudan-tottori.or.jp/>



公益財団法人
鳥取県保健事業団